

2021年5月17日

雇用トラブルに対応した損害保険商品の取扱開始について

株式会社広島銀行(頭取 部谷 俊雄)では、法人のお客さまの「雇用トラブル」にかかる法的リスク・損害賠償リスクに対応した損害保険商品の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

職場におけるパワーハラスメント等による「雇用トラブル」に関する相談件数が全国的に増加^{*}していることを背景に、「労働施策総合推進法(パワーハラスメント防止法)」が2020年6月に改正され、事業主に対する職場におけるパワーハラスメント防止措置が義務付けられました。

なお、中小企業法人については2022年4月より義務化されることから、「事業主に義務付けられるハラスメント防止措置」ならびに「ハラスメント行為による損害賠償リスク」に対応した保険商品のご案内を通じて、地域の法人のお客さまの働きがいのある職場環境の構築に向けた取り組みを支援してまいります。

※出典:厚生労働省「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況」

2. 商品概要

商品名	雇用トラブル対応保険
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
特長	<ul style="list-style-type: none">・パワハラ、セクハラ、マタハラ行為や不当解雇等の侵害行為により発生した雇用関連事故に起因して、企業が負担する法律上の損害賠償責任等にかかる費用(賠償金・裁判費用・弁護士費用等)に対して保険金が支払われます。・事業主が求められる「ハラスメント防止措置」に対して、『学習支援サービス』や『社外相談窓口(有償)』、『社内規定の作成支援(有償)』等の活用により、簡便に対策が可能です。

3. 取扱開始日

2021年5月17日(月)

4. 取扱窓口

広島銀行の本支店窓口
(保険代理店:(株)広島アクションサービスとの共同での保険募集)

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社広島銀行 アセットマネジメント部
TEL (082) 247-5151 (代表)